「裁判員経験者の意見交換会」議事概要

日 時 平成26年10月22日(水)午後3時から午後5時まで

場 所 前橋地方裁判所大会議室(本館5階)

参加者等

主催者 永 野 厚 郎 (前橋地方裁判所長)

司会者 野 口 佳 子(前橋地方裁判所刑事第2部部総括判事)

裁判官 高 山 光 明(前橋地方裁判所刑事第1部部総括判事)

検察官 丹 下 裕 康(前橋地方検察庁検事)

弁護士 松 井 大 輔(群馬弁護士会所属)

裁判員経験者1番 50代 男性(以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 30代 男性(以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 70代 男性(以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 30代 男性(以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 60代 男性(以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 50代 男性(以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 60代 女性(以下「7番」と略記)

開会のあいさつ

地裁所長の永野でございます。本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。皆様には、1月から7月までの間に開かれました裁判員裁判5件に、裁判員としてかかわっていただきました。その節は大変お世話になりまして、どうもありがとうございました。

ところで、裁判員裁判につきましては、皆さん御承知のとおり、施行から満5年が経過いたしました。当地の前橋におきましても、これまでの間に97回裁判員裁判が実施されておりまして、裁判員あるいは補充員として御参加いただいた

数も798名で、裁判員候補者として選ばれた方々が8175名ということになっております。このように、幅広い皆さんの御協力を得て、裁判員裁判は順調に運用がされておりますけれども、やはり法曹三者としては、なお一層その法の趣旨に従った運用を改善していくために、日々努力をしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

今日,裁判員として実際に裁判員裁判にかかわりなさった皆様方の忌憚のない 御意見をお伺いしながら,我々としても運用の改善に取り組んでいきたいと思っ ておりますので,どうか御遠慮なさらずに,率直に御意見をお聞かせいただけれ ばと思います。今日はよろしくお願いいたします。

議事要旨

司会者

皆さんこんにちは。今紹介していただきました、本日の進行役を務めさせていただきます、本年度から刑事2部の裁判長をしております野口です。よろしくお願いいたします。今日、初めての方と久しぶりの方とおいでになるので、久しぶりの方はうれしく思います。今日はありがとうございました。これから進行役を務めさせていただきます。何かと不手際があるかとは思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。その辺は御容赦ください。

この会の趣旨は、今、所長の方からお話しさせていただきましたような趣旨でございますので、皆様の素直な意見をお聞かせいただければうれしく思います。お褒めいただければ、それはそれでうれしいんですけれども、本来それでは終わってしまいますので、より改善ということですので、むしろ悪い点、改善してほしい点ということを中心にどんどん御意見をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、法律家としてのコメンテーターということで、今日おいでいただき ました検察官、弁護士の先生に、簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。 では、高山部長の方からお願いします。

裁判官

前橋地方裁判所刑事1部で裁判長をしております高山と申します。皆様方,本 日はどうもありがとうございます。忌憚のない御意見をどうぞよろしくお願いし ます。

弁護士

法テラス群馬法律事務所の弁護士の松井と申します。本日は皆様の忌憚のない 御意見を聞かせていただいて、私もこれから精進していきたいと考えております ので、どうかよろしくお願いします。

検察官

前橋地方検察庁の検察官、丹下と申します。よろしくお願いします。本日は、 裁判員を経験された皆様の御意見を伺える貴重な機会だと思っております。よろ しくお願いいたします。

司会者

ありがとうございました。ポイントがあったときにお話を伺いますので、よろ しくお願いいたします。

それでは、初めて顔を合わされる方々が多いと思いますので、話を進めるに当たって、御自分がどのような事件を担当なさっていたかということについて、簡単にそれぞれ、自己紹介といっても名前を別に言っていただく必要はありませんので、事件紹介、自分が担当した事件、私は知っているんですけども、3名の方は同じ事件ですので、同じ事件でしたら同じ事件というふうに言っていただければ構いません。そのときに、一番印象に残っていることですとか、裁判員に参加したときの一般的な全体的な感想をちょっと付け加えていただけると、話のとっかかりになるかなと思いますので、そのような形で順次お願いいたします。

では、恒例ということで、1番の方からよろしくお願いします。

1番

私が裁判員として参加させていただいた事件というのは、現住放火、人が住んでいるところに火をつけたという事件なんですけれども、かなり新聞報道とかでも有名な事件だったと思います。

その裁判の量刑というんですか、刑を決めるときに苦労したということが、心神耗弱状態という、心身喪失だとかいろいろあるみたいなんですけど、その辺を考慮しての量刑ということで、もちろん裁判員として参加させていただくのも初めてだったので、分からないことだらけだったんですけども、そんなところが苦労したかなと思います。

司会者

ありがとうございました。私と御一緒させていただいた事件なんですけれども、 責任能力という、責任を問えるかどうかという点が争いになりましたので、そこ のところがいろいろ議論したところですよね。

では、2番の方、お願いします。

2番

私は、保護責任者遺棄致死事件ということで、外国人の母親が、3歳になる娘 さんを発育不良のまま、外国に帰国してしまって、そのまま置き去りにしてしま ったことで娘が餓死してしまったという内容で、これが長女に養育を任せたとい うことであるけれども、それが遺棄に当たるかというのが争点になった事件でし た。

通訳を介してやっていましたので、内容自体は非常に裁判官の方が分かりやすく説明していただいたので分かるんですけども、非常に長かったというのが特に印象的で、また量刑についてもいろいろ意見がありまして、その辺が悩ましかったかなということで印象に残っております。

司会者

ありがとうございました。これは、高山部長のところの事件で、かなり新聞報 道もされたので、御記憶というか、分かる方もいらっしゃるかもしれませんけれ ども、被告人が外国人だったんですよね。そういうことで通訳を必要とする事件 だったということで、期間も多分この中で一番長かったんじゃないかというふう に記録上は分かりますので、いろいろ御苦労はあったと思いますので、またお話 をお聞かせください。

では, 3番の方。

3番

私の方で担当させてもらった事件は、端的に言って、暴力団の抗争と申しますか、暴力団に所属している組員とその舎弟、この問題でございます。首謀者は、被告は組員なんです。舎弟の方は被害者になっております。結果的には、組員の首謀者が舎弟を殴り殺してしまったというふうな問題でございます。

元々まともな方たちではなくて、そういう世界の人たちなので、犯行その他について全部認めておりますし、ほとんどそういう悩ましい問題は事件の中にはなかったかなというふうに思うんですけれども、やはり私どもが置かれている立場と違った世界にいる人たちだなというふうな感覚を随分持ちました。

この事件をきっかけとして、主犯の人に、組を抜けるか、または反省がどのくらいかというのがあったんですけども、一旦組員になってしまうと抜けるのはなかなか難しいような話になっておりましたので、これはちょっと無理だな、またこれは続くなというふうな感じを受けたんですけども、いずれにしても、そういうふうな事件で一応終了しました。

あともう一つは、被害者になった人、結果的には亡くなってしまったわけですけれども、その方の生い立ち、また周囲の環境等を考えると、なぜこんなようなところへ足を踏み入れる結果になったのか、またそういう方たちとお付き合いを始めてしまったのか、この辺がやはり周りの人たちの責任もあるなというふうな感じを受けた事件でございました。

もう一つは、共犯者がいたわけです。死亡した人も手を出したんですけれども、 仲間を呼んできて、仲間にたたきのめされたというふうなところも一つの問題点 かなというふうに思った事件でした。以上です。

司会者

暴力団の人が被告人の事件だったということですよね。これも高山部長のところでなさったものだと思いますけれども、暴力団の人が弟分に制裁を加えようとして殴って、最終的には死んでしまったという、殺人ではないんですよね、傷害致死の事案で、異世界のことだったというお話でした。また、その辺後で伺いたいと思います。

それでは、4番の方、お願いします。

4番

私が担当したのは殺人事件で、婚約者がいたのにもかかわらずほかの女性と交際をしていて、その交際相手が邪魔になって、結果殺してしまったという事件でした。

ほかの方と比べて、被告人の方が全部認めていたので、苦労という苦労もなく、 本当にやったかどうかとか、疑いだしたらきりがないんですけど、比較的スムー ズだったんじゃないのかなという感じでした。

司会者

殺人事件ということでしたので、量刑がそれなりにやはり重いので、そこが一 番問題でしたかね。

4番

そうですね。

司会者

どんなところを重視して、どんな量刑を決めるかというところの量刑評議と言 われている刑の長さを決めるところが中心でしたよね。

それでは、5番の方。

5番

私も4番の方と同じ事件を担当させていただきました。被告人の方は全て犯行

を認めていましたので、量刑をどのぐらいにするというところが論点だったので はないかと思っています。以上です。

司会者

それでは、6番の方、お願いします。

6番

私も、4番さん、5番さんと同じ事件でございます。やはり量刑ということに対していろいろありまして、今まで殺人というと、ほとんどイコール死刑に近いという認識があったんですが、あれからがらっと改めまして、普段、その後におきましても刑事事件等に関心を持つようになりました。家内とも話したりしていると、この量刑はこの事件だとこれぐらいかなとか口走るようになって、余りにも口走るのでうるさいと言われるような、それぐらいのときもありました。やっぱりそれくらい量刑ということに関しては、認識を改めたという形を持ちました。あと、進め方なんですけれども、結論に至るまで、裁判長を始め裁判官の方々も、進め方というものにおきましては、普段の私の今の仕事におきましても非常に役に立っています。いろんな意見をとにかく聞いて、それをまとめていくという、このやり方におきましては非常に参考になりました。以上です。

司会者

ちょっと褒めてもらったのかなと思って、うれしく思います。ありがとうございます。また後でいろいろな意見を聞かせてください。

それでは、7番の方。

7番

私が担当したのは、殺人未遂事件。これは、付き合っていた人を殺してしまって、そのお父さんが止めに入った、そのお父さんを刺されたということで、未遂事件でやりました。でも、お父さんの方は大丈夫だったから無罪というような感じであったんですけど、裁判員としては無罪にはできないんじゃないかというところで、ちょっと悩みました。でも、裁判長とかがいろいろ話をしてくれて、何

かうまくまとまっていったような気がします。

司会者

これは、付き合っていた女性は亡くなられてしまったんですよね。これが殺人ということで、止めに入ったお父様が殺人未遂になるかどうかという、殺そうとしたのか、弾みだったのかということで問題になったということでよろしかったですかね。2人被害者の方がいらっしゃったんですね。2つということで、それもそれでまたいろいろな論点があったかと思いますので、またお話をお聞かせください。大体こんなような形の事件を皆さんが担当していただいたということで、それぞれ皆さんに御理解いただいたかなというふうに思います。

3番さんと、あと4番さん、5番さん、6番さんの方は、事案として有罪か無罪かとか、公訴事実というか、事案についての争いはなくて、量刑という、刑を何年にするかというところが問題になった事案ということのようでした。1番さんと2番さんと7番さんのところは、事実についても争いがあったということになるんだと思います。

まずちょっと、争いがなかったところの方々もいらっしゃいますけれども、争いがあった方に先にお伺いをしてみようかなと思いますが、2番さんのはすごく長くて難しかったんですよね。どういう点が問題になったのか、どういう点を判断すればいいのかという、求められているというのがどんなところだったのかというのは簡単に説明できますか。

2番

被害児のお子さんが発育がちゃんと良好な状態であったのかというのが、被告人と証言者とがかなり食い違っていたというのと、あと長女に監護能力があったかというのが、本人が言うことと、実際に証言者、周りの人が言うこととはかなりずれがあったということと、置き去りにしてしまったことで、被告人が1万円とたしかカップラーメンとか、そういうのを長女に渡していた以外は、長女は当時は学校に普通に通っていたので、到底昼間は面倒も見れないですし、ほかに誰

か被告人は頼んだかというと何もしてなかったので、そういったところが争点だったのかなと思います。

司会者

被告人が2人の子供,1人が中学生で,下の被害者の3歳のお子さんを置き去りにしていなくなっちゃったんですよね。いなくなってしまった後で,幼かった3歳の子が栄養失調等で亡くなってしまったというような事件で,そのときに置き去りにしてしまったお母さんがそういうことを予見というか,分かって育児放棄をして,その結果死んでしまったのかと言えるかどうかというようなことだったんですよね。

そういうような事件だったので、中学生のお子さんがどのくらい面倒を見られて、お母さんがどういう結果を想定できたのかなというようなことが問題になったというような形でよろしいですか。

2番

そうですね。

司会者

非常に難しい、聞いているだけで難しいなというふうに思うんですけれども、 まず証人がいっぱいいましたよね。自分が何を判断すればいいのか、どこが問題 となっているのかということをどの段階で理解できましたか。

2番

検察官と弁護士の方とのやりとりの中で、ところどころ、弁護士の方が質問していることが、正直、何でこんなことを質問しているのかなとかがよく分からないことがたびたびありまして、そういったことから何となく余り説得力がないような感じを受けまして、被告人は、ちょっと言い方は悪いですけど、うそをついているんじゃないかと思って、それで話を聞いていますと、小さい子供が洗面所にずっと住むようになってしまったというのが、これは明らかに普通ではないという家庭の環境が分かったので、その辺りが一番かなと思います。

司会者

今ちょっと気になる発言があってというか、気になるというのは、いい視点という趣旨なんですけど、どうしてこの質問をされているのか。証人尋問といって、皆さん証人と被告人といらっしゃいましたよね。本件の被告人に対する質問と、それから別の証人と、証人が多数いらした方と、お1人か2人という方といらっしゃったと思うんですけれども、別に事実に問題があるかなかったというのは別にして、量刑でも構わないんですけど、何でこんな質問をしているのかということで、疑問に思うような質問があったかどうか。裁判官が補充することももちろんありますけれども、主に当事者の方々が質問をしている意味が、何でこの質問をするんだろうというふうに疑問に思ったということがある方はいらっしゃいますか。これは趣旨がよく分からないと。4番の方はありませんでしたか。

4番

覚えてないです。

司会者

7番、どうでしたか。何でこんな質問をしているんだろうと思ったことはないですか。

7番

なかったような気がするんですけど、ただ、私なんか初めてで、みんな初めてなんでしょうけど、最初に弁護士さんの声が小さくて全然聞き取れなかったんですよ。私はそのとき1番だったので、向かって一番右だったんですよね。弁護士さんが左の方にいたんですよ。左側の人が聞こえなかったって言うんでしょう。だから、そういうのもあったんですけど、ほかには余りなかったような気がします。

司会者

じゃあ、元に戻って、聞こえなかったとか、聞きづらかったという、内容じゃなくて形式的なところですけどね、そういうのがあった人はいらっしゃいますか。

5番

通訳の方の日本語で話すときが聞こえづらいことがありました。

司会者

検察官や弁護人の言葉が聞き取れないとか、早かったとか、そういうことはあ りませんでしたか。

5番

ありました。どっちかいうと耳が遠いものですから、ちょっとやっぱり聞きにくかったかなと。私の座っている席というのは向かって一番右になりますので、被告人側の方の家族の方たちが発言をしたとき、ちょっと聞きにくかったなというのがありますね。ですから、欲を言えば、マイクを使ってもらって、もっと聞こえるようにしていただきたかったなというのが私の希望です。

司会者

そのときに、5番さんの方は、例えばよく聞き取れないんですというときに、 何かアピールをしたりとかはしようと思いましたか。できましたか。しなくても 済んじゃいましたか。

5番

やりたかったんですけど、何となく初めての場所なものですから、こういうことを言っていいものかなというのがありましたものですから、申し訳なかったんですが、遠慮しちゃいました。

司会者

それは、私と一緒だったので、私が気づくべきだったかもしれないです。私の不手際なんですけど、法廷で言うのはつらいですよね。怖いですよね。終わった後に、ちょっとそんなことはおっしゃってくださったんですよね。なので、大きな声でということで、そういうときには、その場で言うのは難しいかもしれないけれども、ちょっと言っていただくとありがたいかなと思うし、私たちも気を配って、聞こえているかどうかということは配慮しなければいけないなというのは、

ありがたい御指摘なので、きちんとやるようにしたいと思います。ありがとうご ざいます。

ほかに何かそういうことはなかったですか。早口だったとか、そういうことはなかったですか。それは大丈夫でしたか。分かりました。

では、内容的な面に戻りましょうか。内容的に何でということはなかったですか。こういう意図で質問しているんだなということについては、大体理解をしていただきましたかね。

じゃあ、質問が長くて、途中でもう嫌とか思ったり、何でこんなに長いんだろうと思ったという方はいらっしゃいませんでしたか。この証人要らないんじゃないかとか思ったことはないですか。それはなかったですか。

3番

裁判というのはこういうものだと思っていましたから、長いとか短いという感 覚は余りなかったです。こういうものだというふうに思っていましたから。

司会者

それは適切な争点整理ができていたかなということで伺っていいのかな。分かりました。

次に、せっかく皆様においでいただいたので、この事件はどんな事件なんだな と、こんな事件なんだなというのは、どの段階で分かりましたかということをお 伺いします。

1番さん, どうでしたか。覚えていますか。

1番

私の場合は、被告人が答弁というか、することが全然分からなかったですね。 理解できなかったです。何かきっかけをつかんで判断できればいいなと思ったんですけれども、本当に言っていることがかなりひっちゃかめっちゃかなので、その辺りから答えを導き出すというのが難しかったと思うんですけれども、それが一番大変だったかなと思うんですけどね。

司会者

責任能力といって、ちょっと異質な、お酒に酔って物が分からないとか、例えば薬で少しおかしくなってしまっていたとか、すごく精神症状が重くて朦朧としているとか、そういうタイプの病気でなかったんですよね。あと、幻覚とか幻聴とかがあって、そういうものに支配されたという責任能力ではなくて、特殊な感覚、発想みたいなものにとらわれていたというようなところがあったので、日常生活がきちんとできる、きちんとと言ってはおかしいけれども、普通に見ている限りではあれだったんだけど、言うことが荒唐無稽だったんですよね。なので、非常に難しかったと。

それが問題なんだと、そういうことを理解できたのは、弁護人や検察官が冒頭 陳述というものをしますよね。皆さん冒頭陳述を覚えていますか。一番最初に起 訴状を朗読してもらった後に、検察官と弁護人が証明したいという事実について 述べますというのがあったと思うんですけれども、そのときに検察官、弁護人が それぞれ主張を述べてくれるんですけれども、これで、自分はこういう事件のこ こを見ていけばいいんだというのが分かりましたか。それではっきりしましたか。 それがこれから自分がやっていこうとするときに参考になったかどうか、どのく らい参考になったかなという点をまずお聞きしたかったんですけど。

3番さん, どうですか。

3番

事件の内情を自分で理解をして、最終的には量刑のところまでどんな形で行き着くのかというふうな感覚でしょうか。

司会者

そうです。

3番

実際問題,暴力団組員なものですから,被害者も舎弟で,どちらかというと, 感情問題が絡んでての傷害致死になってしまったようなんです。いわゆる組員で あった被告人は、舎弟と言われる被害者の面倒を随分見ていたんです。生活面においても、就職する面についても面倒を見ていたんですよ。それを、被害者の人がほかへ行って、被告人のどちらかというと悪口のようなことをちらっちらっと同じ組員の仲間に話していたものが間接に耳に入っていたものですから、感情的になっている組員の者が腹を立てちゃったんですね。そこへもってきて、酒を飲んで自分に突っかかってきた。自分の身の安全、また家族の身の安全を考えてその犯行に及んだというふうに被告人は話をしているんですよ。

それでいくと、そういうふうな筋かというふうに思うんですけども、いずれにしても突発的でしたから、これはもうはっきりどのくらいの量刑というのは、そのときにはまだ判断がつきませんでしたけれども、いろいろな資料を見せていただいて、こんなものじゃないかというようなところで、討議しながら結論をつけていったというふうな経緯だったと思いました。

司会者

割と早い段階で、もう暴力団の事件で、罪としては争いはないけれども、暴力 団の世界の関係をどういうふうに判断すればいいかという事件だなということは、 割とすんなり理解ができたということになるんでしょうか。

3番

はい。ただ、そういう世界の人たちの感覚で物を考えてはいけないと、これは 思っていました。

司会者

じゃあ、そこのところをどう評価するかの評議をいっぱいなさったということになるんですかね。

3番

そういうことです。

司会者

4番の方はどうでしたか。事件の内容は割と分かりやすかったというふうに、

さっきおっしゃっていたので、自分はどういう点に注意をして被告人や証人の話 を聞けばいいんだろうなということを早い段階に理解できましたか。

4番

ある程度は早い段階で、こういう事件だったんだということは理解ができたんですけど。

司会者

理解をするのに一番役立った情報、そういう手続はどれだったんですか。さっ き言った冒頭陳述で分かったとか、そうではなくて誰かの説明で分かったとか。

4番

一番は被告人の証言です。

司会者

被告人質問を聞いて、やはりこういう事件かというのが。

4番

いろいろしゃべってくれる人だったので、聞いてないことまで言ってくれるから、まあ楽だったかなと。逆に、最初の検察官の方のやつは、たしか注意が入っていたくらい長くて、あと世界観が分かりづらい世界観のことだったので分かりづらかったというのは覚えているんですよね。インターネット用語というか、ハンドルネームってやつですか、それをずっと使われていたので、ちょっと分かりづらかったんですけど、それを言わないと表現ができなかったのかなと思えばしょうがないことなのかなというので、そこである程度は分かってはいるんですけど、被告人の方が自分で証言をしたことで、すごく鮮明に見えたような気がします。

司会者

同じ事件をやった5番さん、6番さん、どうでしたか。どの時点で、ああこういう事件でこういうことを評議したいなということが鮮明に見えてきましたか。 5番さん、お願いします。

5番

検察官の方が話をしてくれて、非常に内容を細かく教えてくれましたので、よく分かりました。ただ、長いんじゃないのというのがありました。以上です。

司会者

検察官がお話ししてくれたというのは、検察官の冒頭陳述が分かりやすかった と、こういう御趣旨でよろしいですかね。

ちょっと長かったというのは、証拠調べに入って書証の朗読があったんですけ ど、それが長かったんですよね。そういう趣旨であることは分かりました。 じゃあ、6番の方、お願いします。

6番

私も一緒です。女性の検察官の方の説明ではっきりと分かりました。ずっと聞いていたんですけれども、途中で長いというお話もあったので、ああそうか、もうちょっと要点をまとめればいいのかなと思いましたけれども、あれはあれで私なりにすごく理解をすることができました。

司会者

事件が事件で、なかなかとても証人として出てきていただくことは被害者側の 方々にはできない事件だったので、検察官が取り調べた調書というものを朗読し てもらったんだけど、ちょっと用語が分かりづらかった、インターネットのやり とりがいっぱい出てきてたので、それが工夫があればよかったかなというところ でしたよね。そこは、公判前整理というところでどんな取り調べをしようかとい う話をいろいろしていたんですけど、もうちょっと検討すべきだったかなという ところは実は私たちの反省点でもある事件でしたので、やはりそんな感じはあり ましたね。ありがとうございます。そうすると、7番さん、冒頭陳述って覚えて いますか。一番最初に。

7番

思い出せないですけど、結構分かりやすく聞いたような気がします。

司会者

割と分かりやすい事件で、検察官の冒頭陳述で、こんな事件を言いたいのかな という事件の像は分かったと。

7番

殺人の方はもう認めていたので、お父さんに対する、刺したことが殺人未遂になるか、無罪になるかみたいな、そんな感じだったので、結構分かりやすかったと思います。

司会者

検察官の冒頭陳述は評判がよいようですけれども、弁護人の冒頭陳述について はどうでしたか。

7番

弁護士さんのは分かりづらかったんですよね。本当に弁護しているのかなみたいな、そういうふうに感じました。

司会者

どんな点が分かりづらかったんでしょうか。

7番

どんな点って、やっぱり声が小さかったのが一番ありますかね。声が小さかったような気がするな。検察官の方は慣れているなと思いました。

司会者

分かりました。ほかに弁護人の冒頭陳述について、分かりやすかったかなとか、 分かりづらかったかなとか、こういう点を改善してほしいかなというところはご ざいますか。

1番

私のときも、弁護人の方がすごく小さい声で、余り言っていることが分からな かったかなというのがありましたね。検察官の方はよく分かりました。

司会者

事件として難しかった2番さん、どうでしょうか。弁護人の冒頭陳述は分かりましたか。

2番

ちょっと詳しく覚えてないんですけど、何か無理のある言い方が書いてあったなというのを覚えていまして、検察官の方にも強い口調だったので、その辺が。最初の冒頭陳述だけを読むと、それぞれの主張があって、それだけでは事件の真相というのが分からなかったですけども、二、三週間ぐらいやっていたので、だんだん分かるようになってきました。

司会者

では、少し視点を変えて、公判の手続全体を見て、後で評議をすることにもちろんなるんですけど、評議をしている結果から振り返って、証拠の量が多過ぎたよねとか、いややっぱりもっと足りなくて、ああいうところが分かればよかったよねというような意味での公判で出てきた証拠、証人、いろんなことでの情報について過不足はありましたか、ちょうどよかったですかと言われたら、どうでしょうか。もっとこんなところを知りたかったということで足りなかったですか、それとも、評議になってみたら結局使わない情報がいっぱいあって多かった、それともちょうどよかったなという意味ではどうだったでしょうか。

まず、事案に争いがあるとちょっと難しいので、事案が争いがなかったという ことで、3番さん、どうですか。

3番

内容的なものですか。

司会者

内容的なものとして、暴力団の世界のことを判断をしようとしたとき、どのようにしてこの刑を決めようかと思いますよね。そういうときに、みんなでこの点はよくないですねとか、この点は考慮しましょうとか、しませんという話をしたと思うんですけれども、後でまた聞きますけど。

3番

見せる段階で、いわゆる証拠の件で、事件が事件なので、現場写真を全部見せ ちゃうと我々も嫌なわけですよ。死体そのものとか、生々しいところを写したも のを出されるのは非常に嫌だなと思っていたところ、それを裁判長の方で、それ はそういうふうな気を持つでしょうから、最低限のところで抑えてお見せします からというふうなことなので、それはそれでよかったかなと思うんですけれども、 そこまで調査が進んでいるから、逆に物証のそれは、モニターに出てくるわけで すけれども、それも余り必要ないかなという気もするんですけどね。そこまでの 事件で、被告人の方もやったことを認めている、証人が出てきて、証人の話も出 てきちゃっているという中で、もう物証はいいかなというような感じはいたしま したね。あればそれが確実な証拠になるんでしょうけども、これは我々以外のと ころで調査が進んでいるわけですから、それで済まされてもいいんじゃないかな とちょっと思いました。

司会者

認めたから証拠は要らないということにはもちろんならないんですけれども、 それにしても写真は結構多かったんですか。

3番

抑えてもらって、そんなに多くなかったです。それは、このくらいにしてもらったなというような配慮が十分ありました。

司会者

じゃあ、実際は多くなかった。それは結構絞られたんですか。

3番

特に遺体写真に関してはですね。

司会者

それは検察官と裁判官,弁護人の方で絞っていただいた成果が出たということ になりますかね。 ただ、元々それでも必要がないんじゃないかという話も出ているので、そうすると多かったということになるんですけども、ほかの方として、多いんじゃないのかなとか、これは要らなかったかなと思うような、さっきもインターネットの話がちょっと長かったというのがありましたよね。6番さんは、あってもよかったかなという話もありましたけれども、4番の方はちょっと多かったかなという形でしたよね。

4番

量じゃなくて、分かりにくいということです。

司会者

内容が分かりにくい。

4番

伝わりづらいというか。

司会者

そうすると、そういう証拠としてはあってよかったけれども、分かりにくかったという話ですね。

4番

はい。

司会者

もともと、今3番さんに伺ったのは、量として要らない情報がなかったかということで、写真もかなり絞ってはあるけれども、それでも要らない情報もあったんじゃないかという御意見がありました。

ほかに、要らない情報があったんじゃないのかなというふうに思われた方、評議のときに結局あの人の証言は何も使わなかったよねとか、そういうことを考えると、余分な部分はなかったか。逆に、ここが分からないから判断できないのよねということで、足りない部分はなかったですか。そういうふうに、具体的にどれじゃなくてもいいんですけど、あってもなくても同じだよねというように思っ

た部分は記憶に全く残っていませんか。みんな適切な量だったですか。

写真はどうですか。いっぱいあった人はいないですか。あと、写真の話はずれるんですけど、傷害致死ですから、亡くなられた方の遺体がありましたよね。

3番

遺体とか、そういうふうなものはないです。凶器とか。それに使った凶器とか、 そういうもので写真を見させていただいた。遺体は患部だけだったですかね。全 体的なのはなかったです。

司会者

遺体とかの写真は、殺人は結構あったり、死体があったんですけど、何か証拠 に皆さん出ていましたか。1番さんは放火ですものね。だから遺体はないですよ ね。2番さんはどうでしたか。

2番

ありました。

司会者

いっぱいありましたか。

2番

いや、全然。1枚ぐらいだったような気が。

司会者

1枚だけ。1つ目は、まず見てどうでしたか。大丈夫でしたか。

2番

そういうのは、配慮された写真だったと思いますので、全然気持ち悪いとか、 気分が悪くなったとか、そういうことはないです。

司会者

次の質問は、それを見ることは必要だったでしょうか。

2番

そうですね。

司会者

それはどうしてでしょうか。

2番

必要だったというのが、こういうものだったという事件の内容を知る上で重要な、この事件が非常にかわいそうな話でありましたので、別に見たいとか、そういう気持ちはないですけど、見せられるとやはり痛ましい事件だなというのがよく分かったということですね。

司会者

事件の内容が伝わってくる感じがした。

2番

伝わってくるということですね。

司会者

ほかに遺体はありましたっけ。ありましたよね。6番さんはどうでしたか。

6番

私はあそこまでが適切だと思います。あの事件は、そのほかに内臓がというのもありましたので、そこを見せられちゃうとつらいというのがありましたので、そこまで見て判断するというのは適切だったかなと思いました。

司会者

大体どんな写真だったか。

6番

お布団で・・・。

司会者

お布団の中にくるまっている写真だったんですね。

6番

そうです。

司会者

頭が見えて、お布団の中だったので、露骨にはなっていなかったということだったので大丈夫だったという。だとすると、じゃあその写真は必要でしたか。逆に、見て役に立ちましたか。

6番

はい。役に立ちました。

司会者

それはどういう点で役に立ったと思いますか。

6番

やはり死体というものがなくてどう議論すればいいんだろうというのがありま したので、やはりその悲惨な状況というのは、その写真で想像できましたので、 こういった面で必要だったと思います。

司会者

そうすると、それはその現場の写真だったということに。

4番

現場の写真でしたよね。

6番

もう一つ, モニターが真ん中で, こうしないと見えなかったので, すごく見づらい状況だった。その中で必死に見た記憶という形ですので。

司会者

大きな画面は使わなかったんですね。

6番

使わなかったですね。

司会者

手元のモニターの2人に1つの画面で見たので、露骨に見えなかったという部分も。

6番

よく見えなかったですね。

司会者

ちょっと体を斜めにして見たという感じ。5番さんは大丈夫でしたか。同じ写真を見たことになると思いますが。

5番

問題ございません。私の感想では、あれは要らなかったのではないかなと思っています。イラストで十分ではないかなと。というのは、冒頭陳述でしたか、たしか腹を刺しました、内臓が出ましたとかって、それも嫌っていうほど聞いていますので、そこまでの写真はもう必要ないのではないかな、イラストでよかったのかなと、私はそう思います。

司会者

7番さんは写真はありましたか。

7番

写真はありました。刺された傷のところだけだったので、余り全体的には分からない。ここのところをこういうふうに刺されましたという感じだったので、余り気持ちが悪いとか、そういうのはなかったです。

司会者

お二方,被害者になるべき方がいらっしゃいましたよね。お一方は未遂だから, 御生存なので,その御生存の方の傷も出たんですか。

7番

傷はたしか出たと思います。首の辺とかを刺されたという、そんな気がするんですけど。

司会者

それは見て大丈夫でしたか。

7番

大丈夫でした。

司会者

それは、やっぱり争われた事件だったので、見ることは必要でしたか。

7番

必要だったと思います。

司会者

どういった点で役に立ちましたか。

7番

殺人未遂とか無罪とかいうふうな感じになっているときに、写真プラスアルファ、何センチぐらい傷の深さとか、そういうのが、写真では深さは分からないですけど、書いてあるものと、あと凶器を見たときに、こんなもので刺されたらひとたまりもないなという気はしましたね。

司会者

そうすると、犯行の態様、こういう凶器でこれだけの傷ができたら、やはり殺 そうと思ったのかもしれないということを認定するのに、見なければならなかっ たという。

7番

そういうふうに結構思いましたね。

司会者

じゃあ、亡くなられた方がいらっしゃいましたよね。その方の写真はありましたか。

7番

写真はあったような気がするんですけど、部屋で争って・・・。写真ありましたよね。

司会者

でも、余り記憶にないということは、嫌なことにはならなかったということですよね。見ても大丈夫。

7番

そっちの方は本人が殺したといことは認めていたので、争っていたのはお父さんに対しての殺人未遂という方だったから、余りそっちの方は争ってなかったから、なかったような気がするんですけど。

司会者

ということは、本当はあったんですけど、なかったような気がするということは、もともと必要がなかったということですかね。

7番

そうですね。結局、争っているものが違ったから、お父さんに対してのは必要 だったけど、殺された人の方の写真は、見てももしかしたら意味がなかったかも 分からないですよね。

司会者

分かりました。貴重な意見です。我々も争点を整理するときと, 証拠を精査するときに、貴重な意見をいただけたかなというふうに思います。

この後, 評議の関係についてお話を伺いたいなと思いますので, 特に公判の手続関係について, 検察官と弁護士の先生から, 今までの御意見を聞いて, 弁明, 参考になった点, 伺いたい点が更にあれば伺いますが, 検察官いかがですか。

検察官

冒頭陳述の話があったと思うんですが、検察官としては冒頭陳述の扱いということについて、いろいろと検討しているところがありまして、冒頭陳述はやはり証拠調べの入り口で、これからこういった事実をこういった証拠で明らかにしていきますよということをお伝えするものでして、余り詳しくやり過ぎると、冒頭陳述はそもそも証拠自体をお見せする場ではないので、やはり問題がある。ただ、余りにも無味乾燥なものですと、逆にどういうふうに証拠を見ていっていいのか分からないというような話もありまして、ここは冒頭陳述のボリュームという点については、私どもも今非常に検討しているところです。

それから、最後にお話の出ました被害者の方の御遺体の写真のお話ですが、基本的に御遺体の写真をお見せしたいということで、事前に裁判官や弁護人の方にお話をしているのは検察官でして、それにつきまして裁判官、弁護人の御意見を伺って、どこまでの写真を出せるかということを決めているような状況です。

検察官としては、その事件で何があったのかということ、それから刑事裁判は 被告人の刑事責任を判断する場でありますけれども、被害者の方も事件の当事者 ということもありまして、被害者の方がどういうお姿の方であった、そしてどう いう状況で亡くなられたのか、何があったのかということを明らかにしたいとい う趣旨があって、検察官は御遺体の写真を、必要な限度ですけれども、お出しし たいと考えているところであります。

もっとも、裁判員の方々の御負担ということは私どもも配慮しなければならないと思っておりますので、個別の事案につきまして、今後も判断していきたいというふうに思っているところです。

司会者

必要ないという御意見もあったので、御検討をお願いします。弁護士の先生は個々の事件の弁護人ではございませんので、一般的なことで結構ですが、是非弁護人の活動として知っていただきたいことなどがあれば。

弁護士

今までお話を聞かせていただいたところ、総じて弁護人の弁護活動が評価されていないところがあるみたいに感じてしまったので、それはもう完全に弁護士の不徳のところだというふうには考えているところです。

弁護人としては、声が小さかったりだとか、あと、本当に弁護しているのかど うか分からないみたいな感じのことを言われてしまうと、まだまだ精進しなけれ ばいけない部分が多いんだろうなというふうには常々考えております。

私から1点お聞きしたいこととしては、先ほど来話が出ている冒頭陳述ですが、 ここでも弁護士のやる戦術としていろいろ考えている部分はあるんですが、先に ペーパーをお渡しした方がいいのか、ペーパーがない状態で、ペーパーレスの状態でお伝えするのがいいのか、これは裁判員さんでどのようにお考えなのか、少しそこはお聞かせいただきたいなと思ったので、ちょっとお時間をとってしまって申し訳ないんですけれども、お教えいただければと思います。

要するに、目の前に紙があると、そっちを読んじゃうので、それがいいのか、 それとも紙がない状態で、ペーパーレスでお伝えした方が分かりやすいのか、そ の辺りはどうお考えか、少しお聞かせいただきたいなと思いましたので、お時間 をいただいてお願いします。

司会者

ペーパーというのは、多分メモという趣旨だと思いますけども、例えば弁護人の方の主張したいことが箇条書きに書いてあったり、または図が書いてあったりとか、検察官も大体出してくれて、A4・1枚かA3・1枚ぐらいに大体まとまっていたと思うんですけれども、そういうものを弁護人や検察官が述べるときに見ながら聞くのがいいのか、見ない方がいいのか、役に立ったか、立たないか、事件によって違うとは思いますが、いかがでしょうか。

2番さん、3番さんが割と複雑そうな事件だったかなと思うんですけど、人間 関係とか事件の内容とかが。それはペーパーがありながら聞くのと、ないのと、 どちらがよろしいでしょうか。

2番

それはペーパーがあった方が,実際ペーパーがありましたので,内容が分かりますから,あった方がよかったと思います。

司会者

3番さんはいかがでしょうか。

3番

あった方がいいと思います。

司会者

ちょっと事件はあれですけど、1番さん、どうでしたか。複雑ではないけれど も、結構判断するところのポイントとか主張の言い分、弁護人の主張が結構あっ たと思うんですけれども、あった方がよかったですか。

1番

あった方がいいと思いますね。

司会者

逆にない方がよかったという人はいらっしゃいますか。いらっしゃらない。なくてもよかった。

6番

あってよかったですけども、もう少し余白をつくっていただく方がよかったかなと。メモをとっておりましたので、結構余白のないところでとっていましたので、ちょっと間を空けていただければよかったです。

司会者

分かりました。ほかに何か注文とか改善点、せっかくですので。あと、ちょっとお伺いしたいのですが、証人尋問のときにどんなことをこの人は聞く証人なのかというのが、どんな内容が今後聞かれるのかみたいな、尋問の予定みたいな大きな項目ですね、これは最初から分かって、余白があるペーパー、例えば誰さんとの関係について、この時いた場所についてとか、刺したときの状況についてというふうに、例えば大きく項目を書いてもらったのをもらったらいいですか。それとも、そういうのがあるとメモしなきゃいけないと思うから、邪魔ですか。4番の方、どうでしょうか。

4番

あった方がいいと思います。

司会者

それは何でというか、どう役に立ちそうですか。

4番

多分ほとんどの方が慣れてないじゃないですか。その中で、聞いてから理解して書こうと思うと、もう次の話題に行っているんですよね。そうすると、追い掛けていかなきゃならないので、書くことに専念し過ぎて、何を判断したらいいのかというのがニュートラルにできなくなるのじゃないのかなと。なので、何について聞いているか、それに対して自分が思ったことをメモしていければ、後で見返したときにも分かりやすいのかなと。だんだん早く書かなきゃいけないから、何を書いたか分からなくなっちゃう人もいるでしょうし。という意味では、大事なことを決めるわけですから、最初から質問をすることが決まっているのであれば、用意してあった方がいいんじゃないのかなとは思います。

司会者

逆に、あると、メモをとらなきゃいけないとか、メモをとることに専念してしまって、話の内容を聞き逃してしまうから、何もせずにじっくり聞いていた方がいいなというふうに思う方はいらっしゃいますか。

6番

評議のときにそれが必要になってくるので、やはり私はとる方がいいですね。 司会者

5番さんはどうですか。

5番

全くそのとおりだと思っていまして、あるべきだと思っていました。皆さんの意見と同じなんですけど、少し飛躍しちゃうので、ちょっと話がずれるかもしれませんが、最初の日は半日で確か終わっていますので、できればこの裁判に関する勉強会というとおかしいでしょうけども、そういったものをやっていただければありがたいなと思っています。ただの1時間でも2時間でも、今回の裁判についてこういうことがあります、表に出せないんでしょうけれども、こういった面を見ていただいて勉強してもらう。もちろんそのメモは回収するということで、事前に勉強してもらった方が、裁判員の方って皆さん素人ですから、そういうの

も必要なのかなと思います。

司会者

そうすると、選任ということで裁判員に選ばれましたよというふうに決まって から、実際の公判があるまでの間に、もう少し時間の余裕があって、いろいろな 情報がきちんと自分の中で整理できる時間があった方がいいと、こういう感じで すかね。

5番

これを見ますと、午前中に裁判員になりました、午後から裁判に入る方もいらっしゃるようですけど、私の場合にはちょっと時間がありましたから、午前中に裁判員になりましたと、午後の時間が空いていますので、その時間を利用して、皆さんがかかわる裁判についてはこういうことですと、若干の内容、詳細を知らせていただければ、裁判員の方ももっとやりやすくなるのではないかなということです。

司会者

分かりました。同じように思われる方はいらっしゃいますか。あと、裁判員に 選ばれてから、午前中に選ばれて、すぐ午後から審理に入ったという方はいらっ しゃいますか。

3番

午後から入りました。

司会者

空いた方がいいですか。それとも、特に苦はなかったですか。それはそれと思ったと。

3番

私どもの場合は、時間的な問題もあったのかもしれませんけれども、事前に今 回の事件はこういう事件ですよという説明が一応あって、午後から審理に入るけれども、午後はこんな形で冒頭陳述で、検察官、また弁護人の方からこんな説明 がありますよという説明はされたと思います。それについては余り抵抗がなかったですね。そういう事件だったのかというふうなことで理解できました。

司会者

選任までの、選ばれてから始まるまでの間に、何かこういうことがあればいいなというような御意見はございますか。

2番

自分の場合は、長い裁判になるというのが分かっていたんですけれども、選任された次の日からもう始まるという形で、選任するときに、例えば1週間先から始まるというのが分かるか、こっちに来て裁判に参加できるというのが大丈夫で選任する人は決めると思うんですけど、予定がつかないときとか、もうちょっと先だったら分かる。

司会者

もうちょっと余裕があれば、その間に調整できるかもしれないのにという感じですかね。

2番

はい。もっと、裁判員をやってみたかったという人がいたんじゃないかなとい うのは思いましたけど。

司会者

事案によって、日程的なものも、今いろんな試行錯誤をしているところなんで すけど、ありがたい御意見として、またちょっとどんな形に日程をとるかも、い ろいろと試行錯誤を重ねていきたいなと思います。ありがとうございました。

最後に、司会が余りうまくなかったんですけど、時間もどんどんたってきてしまったので、評議の関係にお話を移していきたいと思います。

一般的な聞き方として、どんな雰囲気で、意見が言いやすかったですかという ことが聞かれると思うんですけれども、7番さん、どうでしたか。御自分の意見 が言いづらかったなとか。

7番

言いやすかったです。

司会者

雰囲気はよかったですか。

7番

よかったと思います。

司会者

それはやはり何か原因はありますか。

7番

裁判長がうまかった。うまくリードしてくれるというか、こういう事件ではこういうものと、裁判官の人も出してくれたり、あと話し合いのときにうまくリードしてくれたような気がします。

司会者

何を議論すればいいか、何を議論しているのかというのが分かりづらかったということはありませんでしたか。1番さん、割と難しかった事案なんですけれど、何を議論しているのかということについては、割と理解しやすかったですか。

1番

最終的には皆さん同じ方向に向いていたと思うんですよ。ただ、やはり今7番の方もおっしゃられたように、引き出してくれたりとか、そういうのは非常に野口さんが上手だったと思うので、全然心配はなかったです。

司会者

議論の、多分1日、2日ということになっていたんですけれども、日程というんじゃないですけど、こういうことを自分がまずやっていかなきゃいけない手順というものは、評議のときに一番最初に説明してもらいましたか。3番さん、してもらいましたか。

3番

ほとんど評議のポイントは量刑の問題が一番の重点だと思うんですけども、高 山裁判長にやってもらったんですけど、この裁判長さんがよく黒板にみんなの意 見を全部書くんですね。発言する人は、黒板に書かれると、気分は悪くないんで すよね。裁判長が書いてくれたというふうな気になるんですよ。これは裁判長の ごまをすっているわけではないんですよね。そんな気持ちになって、その辺が今 7番さんがおっしゃったように、上手だからというふうに表現したんじゃないか と思うんですけども、私はこれはいいことだなというふうに勉強になりました。 どんな細かいことでも、どんなあれでも、ぱぱっと書いて、こうですね、こうで すねというふうにして、発言者の意向を聞きながら書いていって、それを全部後 でまとめていって、こういうふうな皆さんの御意見ですけれども、この中でどん な形でまとめていきますかというふうなやり方でやっていったので、かなりやり やすかったというふうに思います。

司会者

逆に、何か分かりづらかった部分があったりとかはなかったですか。判断に迷うというのは別として、それは割と大丈夫でしたか。2番さん、すごい事件が難しかったと思うんですけど、判断の筋道みたいなものは分かりやすかったですか。

高山裁判長が、先ほど3番さんがお話しされたように進めていましたので、判断に迷うことはたびたびありまして、それぞれ10人で話していて、裁判官の方の考え方と、我々一般市民の考え方というのは感情の方がやはり強いんですね。その辺で、量刑に関してなんかでも結構差がついていたと思うんですけれども、それをだんだんうまく一体的にまとめてくださったので、そんなに変だなと思うことも自分はなかったです。

司会者

今,量刑ということで,刑の重さを決めるときのお話が出たんですけれども, 大体何年ぐらいということで,皆さん有罪だったので懲役何年ということに結論

が出たと思うんですけれども、誰が何票でどうだったというのは別として、自分 が担当している事件というのの年数というのが大体このくらいなのかなというイ メージは何が一番参考になりましたでしょうか。皆さん、全然分かりませんよね。 自分の感覚として、初めての事件で殺人事件だったと。この殺人事件というもの は、5年ぐらいの議論なのか、10年ぐらいの議論なのか、20年ぐらいの議論 なのか、無期の議論なのかというのが、一番最初のときは多分分からないんじゃ ないかと私は想像するんですね。私たちは経験がありますけれども。そういった ときに、このくらいの議論をするのかなとか、このくらいになる、この辺の雰囲 気なんだなということを,自分が納得したりとか,分かったとか,そういうとき にそれは何が一番参考になったでしょうか。イメージを持つのに。多分評議の中 でいろんな話があったり、いろんなことがあったと思うんですけれども、また検 察官、弁護人が論告弁論ということで、いろいろなことを言ったり、検察官が求 刑ということでこの刑は何年が妥当しますというふうに言って、弁護人も言った か言わないか事案によりけりだと思うんですけれども、そういうもの、それから 量刑の中で使った資料、それから裁判官の説明、いろんなことがあったと思うん ですけれども、どれが割と役に立って、自分は大体このくらいの近辺という、例 えば10年ということになったら、8年から11年とか、そのくらいのところの 話なんだなというイメージを持たれたのかなというところをちょっとお伺いした いんですけれども、質問の意味は分かってもらえますか。3番さん。

3番

それについては、検察官の方の求刑が一つの足掛かりになりました。

司会者

求刑が、ああこのくらいの、そういうものなんだというのがまず6番さん。

6番

私は、プロジェクターで映した前例ですか、あれですね。大体はそこら辺に絞ると思いました。

司会者

映し出されたものはどんなものでしたか。

6番

それは、裁判所で作られたシステムで、同じような事件、条件を打ち込むと、 その大体の事件が出てくる、幾つかの事件が出てくるということです。

司会者

いろいろな大まかなシステム、皆さん分かっているので、そういうものの事例 をばっといっぱい見て、何となくイメージがつかめてきた。

6番

そうですね。検察官の求刑だけでは判断できませんでした。

司会者

ほかにどんなところが参考になったりとか、同じ意見でも結構ですし、違う意 見でも結構ですが、こういうものが結構よかった、イメージを作りやすかったと いう意味では、何がありましたでしょうか。

1番さん,何か思い出しますか。

1番

今6番さんが言われたように、その事案というんですか、前例みたいなものが一番参考にはなったと思うんですけれども、最初に言ったんですけど、心神耗弱と喪失とが絡んでいったときに、どこで判断するかというのが、本人から導き出せないというのがあったりで、最終的には一番最後にあった前例というのを見てというのが大きかったと思うんですけれども。それがいいかどうかというところも自分の中では葛藤があったんですけど、余り大きく外れてはいけないというところからだったとは思うんですけれども、それが一番参考になったですね。

司会者

ほかの方は、7番さん、どうでしたか。

7番

同じような意見なんですけれども、私なんか、被告人が薬を飲んでいたんですね。それなので、証人というか、先生が出ていろいろ細かく、こういう薬を飲んでてこういうんだというのはやってくれたんですね。それなので、そういうのを全部引っくるめて、あとはやっぱり部屋で評議したときに、さっき3番さんが言ったように、いろんな意見を言っていって、この人はこのくらい、この人というんじゃないですけど、何年ぐらいを何人というのを書いてくれたりして、それを何回か繰り返していって、だんだん近づいていって刑が決まったという感じなんですけど。

司会者

そうすると、みんなの意見を聞いて、いろいろなことを考えていくうちに、自 分の意見もまとまる、そういうことですかね。

どうぞ、3番の方。

3番

先ほどの検察官の方の求刑を足掛かりにしたというふうな話、そのほか参考資料を確かに見ました。その事件事件によって全部中身が違うんですね。違うんですけども、我々の扱った事件の内容からすると、検察官の方で求刑12年、これは結構妥当な数字じゃなかったなというふうな、結構裁判員の中でもあったんです。弁護人の方からの刑もあったんですけど、これはかなり軽かったんですよね。それは足りないよ、もうちょっと重くなるよねという話は内部的にやったんです。その中でもいろんな参考資料も見させていただいたんですけれども、中身は全部事件事件によって違ってきているものですから、そこのところでみんなで討議して、裁判長の方もそれはどうしましょうかというふうな話で、みんなで意見を詰めていって、意見を聞きながらそこへ決めていったという経緯だったと思います。

司会者

検察官の求刑がちょうどいいところかなというふうに、妥当かなというふうに 思うに至った一番の理由は何かありましたか。

3番

専門家の方がそれだけ調査をして、そういう事例、または検察の意見として持った意見ですから、これは尊重しなくちゃいけないというふうには思いましたし、それ以上は余り考えなかった。

司会者

でも、弁護人も専門家ですから、弁護人が言う意見は参考にならないですか。

3番

それは、事件の内容からすると、それはないよというふうな裁判員の方の意見 が多かったです。

司会者

そうすると,裁判員,国民の感情からしてみると,弁護人の求刑がそういうと ころに合わなかったというところですかね。

3番

弁護人の方も、これは素人とは考えなんですけれども、弁護する方も大変だと思いますよ。被害者が被害者ですから。前歴もありますし、暴走族のあんちゃんみたいな人ですから、それだからそうだというふうなことを断言しちゃいけないところがあるんですけども、弁護人の方も弁護するのも大変だったと思うんですよね。その中で、お互いの家庭環境とか、いろんな事情を勘案すると、ちょっとこれはきつ過ぎるかなというふうな感覚で、そのちょっと下回るようなところで裁判長に相談をかけたということになっています。

司会者

結果としては、検察官と弁護人の求刑、御意見を参考にして、自分たちの価値観、そういうものを評議していったということになるんでしょうかね。分かりました。

時間も来てしまったので、最後に評議についてこういう点を改善したらもっと よく分かりやすいなとか、もっと発言しやすいなとか、ちょっとそういう改善案 とか、提案がもし何かありましたり、問題点を気がついたことがあったら教えて ください。

その前にもう一つ最後に質問として、量刑を、数字を決めなきゃいけないといったときに、どういうふうな考え方でこの数字を決めるんですよという説明はされましたか。

3番

こういうふうな事件については、法律上はこのくらいの量刑になってくるんで すよというような、大まかなものは裁判長から聞きました。

司会者

行為の態様であるとか、動機とか、そういうもの、それから例えば被害者の反省状況とか、被害者の日常生活とか、被害者の人が逆に感情とか、いろんなものを皆さん検討なされたと思うんですけど、どういうものをまず重視して、どういう点で責任を問うていかなければいけないのかということについて、説明があったはずなんですけど、記憶に残っている方はいらっしゃいますか。残っている、よかった。そういう説明について、何を重視をして、どういうふうに見て決めていけばいいのかということの説明は分かりやすかったですか。4番の方。

4番

分かりやすかったです。

司会者

理解できましたか。

4番

できました。

司会者

理解してくれてうれしいんですけど、それはいつの段階でそういうことについてきちんと理解できたと思いますか。最初からいろいろ小出しにいろいろ御説明はしたと自分は思っているんですけど、伝わっていましたでしょうか。

4番

そうですね。初めてのことですから、どうしても僕らはテレビとかニュースとか、新聞とか、そういうのでしか見ていませんよね。なので、人を殺したんだからこうだとかいう物差しがないんですね。なので、有罪か無罪かといったら、本人が僕の場合は言っていたから、じゃあ有罪になるんじゃないかと。遺体もあったりとか、そういうのがあったわけですから。ただ、その中で、今度は1年単位で決めていかなきゃいけなくて、人ごとだと1年は誤差の気がするんですけど、でも1年は長いので、そういうところに対して細かく、じゃあこうだね、ああだねというのを、僕らが言いやすいような環境があの部屋の中では作っていただけたような気がするんですけども。

司会者

何を重視する、いわゆる基準となるものとか、重要視しなければいけないものと、プラスで考えなければいけないものの差は、しっかり区別して議論されていましたという記憶はありますか。

4番

そういう気がしました。

司会者

ほかに何か、そういう点について、説明があったけど、よく分からなかったか、分かったかということについて、あくまでも人を非難するんじゃなくて、行為で考えてくださいねというような説明を、今すると大まかになっちゃうんですけど、そういう話があったと思うんですけど、それについて、結局分からなかったなという感じと、やってみてよく分かったな、またやるに当たって不安というか、何を議論していいか分からないという決め方についてはなかったですか。大丈夫ですか。2番の方、そういう行為責任みたいなことは、思い出すかもしれないというか、説明はどうでしたか。

2番

正直なところ、自分は量刑のところが一番悩んだところでありまして、同じ裁判員の人と目安というのはそれぞれ違って、結構倍ぐらい違っていたような気が最初あったかなと思いまして。

司会者

そのときに、具体的に言っちゃうと余りよろしくないかもしれないですけど、 どういうふうな点に重視しなければいけない、最終的には散らばっていたものが まとまってきたというお話でしたよね。まとまるに当たって、どういうことに目 を向けなければいけないからということが分からないと、多分まとまってこない と思うんですよね。そこのところの説明というのは、しっかりしてもらいました か。

2番

この事件の場合はちょっと分かりづらかったところが多かったので、判断に迷うというか、長女が110番していればというところとか、何が正しかったのかというところが分かりづらかったところがありましたので、話し合いの中でしか、自分の場合は決められなかったんじゃないかなとは思いますね。この事件の場合、何年かというのも大まかに分かりますけども、いろいろ議論した上でということになりますね。

司会者

残された長女の行動とか、他人の行動が入ってくるので、被告人の行為の大き さがどのくらいなのかがなかなか判断できないというところを議論したと、こう いうことになるんでしょうかね。

2番

はい。

司会者

やっぱり被告人の行為の大きさを議論しなければいけないんだということについて、これは説明としては分かりましたか。そういうことをやっているんだとい

う。

2番

はい。

司会者

かなり悲惨な事件だったので、そういう悲惨さと被告人の行為の責任の重さの 考え方というのが難しかったんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方み たいな説明というのはよく分かりましたか。難しかったですか。

2番

被告人の行為に関しては、議論して、裁判長も一緒に考えて、説明を受けてま したので、理解はしていました。

司会者

それでは、いろいろと話がまとまらなくて、司会が下手で申し訳なかったんで すけども、少し時間が押していますので、記者クラブの方から、もし裁判員に関 して、裁判員裁判の経験者に御質問があればお伺いします。どうぞ。

朝日新聞

幹事社の朝日新聞社です。質問が2点ありまして、1つずつ伺います。1つは、 今回、意見交換会に参加した感想を教えていただけますか。1番の方から。

司会者

今日の感想について, 1番の方から。

1番

裁判員に選ばれたというのも滅多にできない経験なので、自分の考えだけじゃなくて、ほかの方がどう考えていらっしゃるのかというのを聞きたかったのが一番です。それが今後のことに生かされていくのかどうかというのは別としても、皆さんの意見というのを聞きたかったので参加させてもらいました。大変よかったと思います。

司会者

順番に2番の方。

2番

私も、裁判員に選ばれるとは全然思っていなかったので、非常にためになった 経験をして、ほかの方がどのような気持ちで経験されたのかなというのが聞きた かったなと思いまして、その辺少し聞くことができましたので、非常によかった と思います。

司会者

ありがとうございます。じゃあ、3番の方。

3番

私はまず、私が担当したのは当然理解しているんですけども、果たしてどんな 事件ができてて、どんな形で解決したんだろうというふうな、非常に興味があり まして、それで一番今日の会議に来る動機づけになっていたと思います。

司会者

それでは、4番の方。

4番

ほかの皆さんとほぼ一緒なんですけども、事件があるとか、裁判があるというのは余り知らない人が多かったので、あとはほかの方々がどんなことを考えているんな決めていったのかが分かったというのが非常に参考になったので、参加してよかったと思います。

司会者

それでは、5番の方。

5番

せっかく裁判員をやらせてもらったものですから、最後まで行こうと思いまして、今日参りました。

司会者

来てよかったですか。

5番

はい。

司会者

ありがとうございます。それでは、6番の方。

6番

私も来てよかったと思っております。今,ほかの事件を聞いて、すごい事件を担当されたんだなというのと、あと期間が長い、やはり大変だったろうな、そういうのは本当に思いました。この裁判員裁判の期間は、もうずっとその期間いなければいけないのもありますので、制限されますので、本当に大変なんですね。だけども、やはりすごい貴重な体験なので、いろんな人にこれから体験していただきたい。啓蒙活動をしているかもしれないですけども、もっともっと私も広げる一人になりたいということで今日来たんですけども、いろんな方の意見を伺ってとても参考になりました。よかったです。ありがとうございます。

司会者

それでは、7番の方。

7番

私も最初はまさか選ばれないと思ってきたんですけど、選ばれてしまって、いや困ったな、私なんかにそういうことができるのかなと思って参加したんですけども、今日いろんな裁判長の意見とか、裁判官、あとは一緒に選ばれた仲間といろいろ考えてやっていけて、みんな周りで裁判員に選ばれた人がいないんですよね。「私、選ばれて行ってきたんだよ。」という話をしてたら、なかなかできない経験だから、「どうだった。」って言われたんです。私なりには経験ができてよかったから、「もしみんな選ばれたら、嫌だって言わないで参加した方がいいよ。」という話はしています。

司会者

ありがとうございます。それでは、2点目どうぞ。

朝日新聞

それでは、1点目に追加なんですが、何人かの方がほかの方の意見を聞きたく てここに来られたとおっしゃったと思うんですけど、その理由を具体的に何えま すか。

司会者

そう言っていたのは1番さんですか。

1番

人が人を裁くわけですから、ましてや私ども民間人というか、素人が量刑にかかわってきたということが正しかったかどうかというのもあります。だからといって、自分がそんな判断をしたのがいけなかったからどうだということではないんですけども、いろんな事件があって、いろんな方がかかわってというのがまず聞いてみたかったということが1つです。

司会者

あとは3番さんかな。

朝日新聞

2番の方も。

2番

ほかの人の意見を聞きたかった理由というのは、単純に、いろんな事件がある 中でどういう気持ちでやっていたのかなというのがこの場で聞けると思ったので、 そういうことですね。

司会者

それでは、3番さんかな。3番さんもそう言っていましたよね。

3番

私はどんな事件をどんな形で皆さん解決されたのか、そこに一番興味を持って 参りましたので。

司会者

自分もやってみたら、周りも気になったというところですかね。

3番

はい。そういうことです。

司会者

いろいろ関心事が増えてきたということのようでした。あと, よろしいですか。 朝日新聞

2点目に行きます。ちょっと司会の方もおっしゃっていたんですが、意見交換の機会を得て、いろいろな御意見とか御提案とかもあったと思うんですが、声が小さいだとか、日程の関係とか、写真の関係とかあったと思うんですけど、それ以外で改めて裁判員裁判をよりよい制度にするために御意見とか御提案はございますか。議論になかった点でありますか。

司会者

せっかくですので。6番の方ありますか。

6番

私のですが、判決が出ました、じゃあ、その後はこの人は何をやっているんだ、 大丈夫なのかな、任意でもいいから何か追っていけるような、そんなシステムが あればいいなというのを感じています。判決を下した以上、この人は何をやって いるんだろうと。こういった興味を持って過ごしていくのも、やはり一つの責任 かなと思っております。

司会者

ほかにございますか。どうぞ, 1番の方。

1番

私のかかわった事件は、病気を患っていた方なので、最終的にほかの裁判員の 方も、この方に治療してもらいたいという意見が多かったと思うんですね。なの で、それぞれの事件があって、それぞれ人が違うわけですけれども、こういった 方には、そこの刑を終えて出てきたら、そういった病院というか、施設に入って 治してくださいみたいなところまで指導できるような形になっていると、またいいかなと思います。

上毛新聞

上毛新聞です。1点だけ質問させていただきます。裁判員を務められた方の守秘義務があると思うんですが、なかなか審理の内容とかお話しできないことも多いかと思うんですけれども、守秘義務があることで負担を感じられたりとか、周りに話せなくてつらかったりということが、もし御経験がある方がいらっしゃれば、ちょっと教えていただけないでしょうか。いらっしゃればで結構なんですけど。

司会者

何か。あとは、しゃべっていいかどうか悩んだとか、あとは、例えば職場に報告するときに悩んだことがあるとか、何かございますか。どうそ、6番の方。

6番

まだまだ、裁判員になったことも絶対言っちゃいけないんだよねという人が本当に多いんですね。これはやはりもうちょっと改めていきたいなというのは思いましたね。違うんだよ、私が話す人はここまでという話はしているんですけれども、そういう認識は改めていきたいなと感じています。

司会者

6番さん自身が悩んだというよりも、周りがみんなそういうふうに言って、こういうことが宣伝が足りないということになりますかね。6番さん自身、それで困ったことはなかったですか。

6番

そうですね。

司会者

そういう方には、大丈夫なんだよと言ってお話をしてあげてください。是非お 願いします。 ほかはございましたか。5番さんはなかったですか。大丈夫ですか,そういう あれは。

5番

一言だけ。僕の場合、会社に説明をしまして、快く送り出していただきました。 裁判員裁判のことを知っている人が結構いましたものでしたから、会社でも、あ るいは自宅でも気を使っていただいて、一切裁判の話はずっとない状況に今なっ ています。ただ、私の方が逆に言いたいぐらいなんですけど、そんな状況です。

司会者

分かりました。言える部分は言っていただいて構わないので、宣伝してください。よろしくお願いします。

それでは、もう時間も参りましたので、最後に当事者として高山部長の方から、 いろいろな御提案、お叱り、お褒めの言葉も含めてありましたけれども、一言お 願いします。

裁判官

本日は皆様方、本当に貴重な御意見を心より感謝しております。例えば、声が小さいという話もございました。よくよく考えてみますと、裁判長の責任というところも結構あるわけでございまして、そこのところは私自身も反省しなきゃいけないというところもあるわけでございます。

また、ちょっと話題になりました評議の関係、今、裁判所の方では評議をしっかりやろうということを今考えております。昨今の最高裁の判決にもございましたけれども、罪を憎んで人を憎まずということもございますが、やった行為が悪いんだよという、そこのところをしっかり裁判員の皆様方に議論していただくにはどうすればよいかということを今一生懸命考えているところでございます。

今日の皆様方の貴重な御意見をまた生かして,より一層あるべき裁判に向けて 頑張っていこうと思っています。今日はどうもありがとうございました。

閉会のあいさつ

所長

本日,大変長時間にわたって貴重な御意見を聞かせていただきまして,ありが とうございました。私自身は直接裁判員の裁判にかかわることがないわけですけ れども,皆さんが大変真摯な姿勢でこの裁判員の裁判に向き合い,かかわってこ られたということをこの場でお伺いして,大変感銘を受けたところであります。

私,裁判官ではありますけれども,裁判員の裁判をこれから担当する機会はないんだろうと思います。今,刑事の裁判官の人たち,大変うらやましいなと思いました。こういう皆さん方と一緒に裁判員の裁判をする機会が持てる,今の刑事の裁判官は大変うらやましいなと思いました。本当にありがとうございました。

また、いろいろな御意見をお聞かせいただきました。5年たちましたけれども、 我々はやはり慣れということになっちゃいけないと思っています。常に日々改善 を目指して、努力をしていく必要があると思います。そういった中で、今回いた だいた御意見というのは、これはもっと今の裁判をよくしていくための手掛かり が多く含まれていると思います。高山裁判長が言いましたけれども、裁判所の中 でも勉強会や研修をやっておりますし、検察庁や弁護士会の中でもそういう取り 組みをしております。それから、また何よりもこの法曹三者で、こういうふうな 形で改善していこうという意見交換もやっています。そういった中で、今日の御 意見といったものは検討して取り入れるものは取り入れていくというような形で、 有益に活用させていただきたいと思っています。

それから、PRの件がありました。我々も広く国民の理解を得ていくために、裁判員の裁判の現状について広くPRをしていく必要があると思っていまして、昨日、野口部長は群馬大学の方に今の裁判員の現状について学生に説明に行ったりしております。裁判官もいろんな職場に出掛けていって、今の裁判員の現状について広く知っていただく活動をやっておりますので、またそういうことも皆さんの方で応援していただければありがたいなというふうに思っております。

今日は本当にどうもありがとうございました。

以 上